

第10回森林総合利用協議会 会議録

1 日 時 平成22年2月4日(木) 午後1時30分～午後3時

2 場 所 恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者

(1) 委 員 (50音順)

泉桂子委員、大久保栄治委員、金子正司委員、河西悦子委員
志村学委員、中込和規委員、野田岳志委員、平井信子委員

(2) 説明者

佐野県有林課長、渡辺県有林課長補佐
小林観光振興課長、塩谷観光資源課長 外3名(矢崎道路整備課道路企
画監、石原観光資源課総括課長補佐、酒井観光資源課長補佐)

(3) 事務局

前山林務長、宮島次長、渡邊技監、佐野県有林課長
深沢県有林課課長補佐、渡辺県有林課長補佐、土地管理担当3名(齋藤
主査、熊谷副主査、小林主任)

4 傍聴人等の数 3人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 林務長あいさつ

(3) 職員紹介

(4) 座長選出

(5) 議事

①継続貸付

②富士北麓広域周遊観光駐車場について

③その他

(6) 閉会

【会議の内容】

委員の互選により金子委員が座長になる。

(座長)

早速、議題の議事に入らせてもらいたいと思います。まず、県からの説明をお願い

します。

(県有林課長)

個別の案件に入ります前に、先ほど林務長の挨拶にもありましたように本協議会の設置の位置付け、それから議題等についてももう一度確認させていただきたいと思えます。

まず、要綱等をお配りしておりますが、その中で森林総合利用協議会設置要綱をご覧いただきたいと思えます。要綱の中の第1条として、県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資することが本協議会の目的とされています。その中で第4条の保健休養利用の現在における意義とそのあり方、県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針、圏域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向、その他ということで、このような内容についてご協議いただくこととなっております。

また、次第資料の下の方に確認事項をつけておりますが、先ほど林務長から説明したとおり、平成20年4月の本協議会において、県有林の貸地についてより透明性を高めるため本協議会の中でどういう事をしようということで確認させていただいた内容です。第1としてホームページを利用した情報公開ということで、これについては平成20年4月以降、県庁のホームページ上で県有林の貸地についての情報をそこにある項目について公開しております。第2として貸付方法の一部見直しということで、そこにある内容で県の方で取り扱うこととなっております。第3として貸付にあたっての森林総合利用協議会の意見聴取ということで、民間事業者が森林以外の用途で利用する場合には、新規貸付は1ha以上、継続貸付は5ha以上のものを対象とするということです。今回はキープ協会239haという広大な面積を貸付けており、その1件が今年度該当となりますので、よろしくお願ひします。以上です。

(座長)

今の説明で何か質問がありますか。

10ページの最後の部分ですが、新規貸付が1ha以上、継続貸付が5ha以上ということですが、何かありますか。なければ案件に入ってよろしいでしょうか。

では、キープ協会の継続貸付の件について事務局の方でお願いします。

(説明者)

それでは県有林の継続貸付について説明いたします。今年度の契約更新にあたり北杜市にあるキープ協会への貸付が、協議会の決定事項の民間への貸付け5ha以上に該当しますので、キープ協会の貸付状況について説明します。お手元の資料ですが議事資料1については、3部に分かれており議事資料1-1が説明資料で、議事資料1-2が1-1の補足資料となっております。議事資料1-3がキープ協会の図面となっております。その3部の資料によって説明いたします。

まず、A4版のカラーの地図、議事資料1-3をご覧ください。キープ協会は観光地で有名な清里にあり、地図の真ん中あたりの白抜きの所に清里駅とありますが、こ

れが小海線の清里駅で、青いラインは JR 小海線になります。清里地区の概ね小海線より北側、八ヶ岳よりはほとんど県有地となっております。キープ協会は清里駅の北西側の赤い区域で示してある所で、JR 小海線と上の八ヶ岳横断道で挟まれた 239 ha を貸付けております。

西側には川俣川を挟んで県営八ヶ岳牧場、東側には県の清里の森別荘地があります。ここに、お手元のパンフレットあるとおり清泉寮をはじめ牧場を設置しております。清泉寮は林務長がご案内したとおりソフトクリームで有名で、建物が清里の観光地を象徴する施設となって地域の観光の核となっております。また牧場についてはポールラッシュさんが推進しました高冷地農場、あるいは戦後の日本の農村復興ということで地域の高冷地農業の推進に大きな役割を果たしていた貸付地です。

続いて資料の 1 に戻りまして、キープ協会への貸付の内容について説明いたします。借地人は財団法人キープ協会となっております。所在地は北杜市高根町清里と旧大泉村になりますが、大泉町の西の区域、貸付面積が 239.0979ha を貸付けております。年間の貸付料金が 21,178,668円となっております。当初貸付が昭和 12 年 12 月 18 日と戦前からの古い貸付となっております。

ここでキープ協会への貸付の経緯を先に説明したいと思います。資料 1-2 の補足説明資料の年表になっているものをご覧ください。ゴシック体の太い字で書かれたところを説明いたします。昭和 11 年に清里の父と呼ばれているポールラッシュさんが清泉寮の建設 5 カ年計画を発表し、翌、昭和 12 年 12 月 18 日には在日本エスピージー宣教師社団へ清泉寮として 1 町歩を貸付けたのが始まりになります。その後、太平洋戦争の時局の悪化により、清泉寮が閉鎖されポールラッシュさんも強制送還されましたが、昭和 20 年終戦にあたりポールラッシュさんがアメリカ軍の将校として再来日し、翌、21 年には今の立教大学の前進の立教学院が売却された清泉寮を買い戻し、日本聖徒アンデレ同胞会に返還し、同じ年には高冷地農業の改革を目指した研究会を発足し、主に牧場用地ですが大幅に貸付け区域を増やし、当時で 300 町歩、つまり約 300ha の区域に拡大をいたしました。その後、昭和 31 年 3 月 16 日には、ポールラッシュさんが掲げた理想を実現するために財団法人キープ協会が民法第 34 条により公益法人として文部省から認可になり、翌、昭和 32 年にはキープ協会が目的とする公益事業を行うため、日本聖徒アンデレ同胞会からキープ協会の方に借地人の名義が変更になりました。昭和 60 年になり、八ヶ岳横断道より北側の貸付地約 55ha については横断道に分断されているということで、県に返還になり、その後清里バイパス建設等の返還により、多少の変動はありますが、面積としては概ね現在の 239.1363ha に至っております。

2 ページですが、この年表は平成 12 年から本年 21 年までの変遷を整理したもので、真ん中の平成 18 年 11 月 30 日にキープ協会の設立 60 周年にあたりキープ協会が総合計画を策定し、それに基づき清泉寮新館ということで、このパンフレットにもある「国際研修交流センター」を建設するため牧場用地を建物敷きを使用目的の変更をし、それに伴って 120 万円ほどの貸付料の増額となっております。去年の 4 月には温泉を掘削して温泉が湧出したということで、鉱泉用地について使用目的変更がなされ、新館も去年の 4 月にはオープンし、現在営業をしております。現契約期間の

動向については以上です。

議事資料1-1に戻り、以上の様なキープ協会および貸付の経過を至って現在(6)の貸付期間ですが、現契約は平成12年4月1日から平成22年3月31日になっており、期間満了にあたり更新を平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間の予定をしております。(7)の使用目的ですが、今の賃貸借契約上の使用目的は清泉寮等の建築物および牧場用地外の施設を建設し、その事業に使用するためとなっており、具体的には2ページの方にもありますが、寄付行為による設立の目的ということで環境・国際・教育・福祉の改善と育成に資するための必要な施設を設置するためということで貸付をしております。貸付の使用目的内訳表ということで、大きく分けて貸付地内の使用目的を建物敷きが2つ、清泉寮外と協会本部外でこれは具体的には清泉寮外が収益施設、協会本部外が非収益施設という区分けになっており、あと鉱泉用地・牧場用地・雑用地・道路敷・植樹用地という区分けで貸付をしております。それぞれの面積とそれぞれの使用目的に応じた貸付料単価を設定しております。例えば建物敷きの収益施設の清泉寮外は平米あたり71円53銭、非収益の協会本部外が29円08銭、牧場用地は202haと大部分を占めているわけですが3円85銭というような設定になっております。

続いて、2ページの(1)から(4)の説明は省略させていただき、(5)の事業部門ごとに設置されている主要施設ですが、キープ協会の主な事業部門がアからクの部門になっており、アの研修交流事業部では清泉寮の新館、旧館、キャビン、キープ自然学校キャンプ場が運営され、環境教育事業ではフォレストアーツスクール、やまねミュージアム、県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理受託を行い、ウで国際交流事業、エで高冷地農業実験生産事業ということで牧場用地・採草地・畜舎等を運営しております。オでは清里聖ヨハネ保育園ということで保育園を行っています。あとカの製販事業部として売店、クの清里聖アンデレ教会というような区分けになっております。

それぞれの下線を引いて①から⑩まで番号をふっておりますが、これは議事資料1-3のカラーの地図の方を見て頂きたいと思います。地図の2枚目に恩賜県有財産土地貸付箇所キープ協会という色塗りの図面がありますが、この青い線で区画したところがキープ協会の大部分を占めており、牧場用地になっております。その中に建物敷・雑用地・植樹用地ということで区画をして貸付をしております。赤で示している所が建物敷き用地の清泉寮外ということで①②③の辺りが核となる清泉寮・キャビンになっており、この部分がお手元のパンフレットの内容となっております。それぞれ清泉寮については宿泊施設・キャビンも有料宿泊施設ということで収益施設となっております。少しとんで赤い8番がございますがこれがファームショップということで売店となっております。あと、オレンジ色の部分が建物敷きの非収益施設、協会本部外ということで、⑤がキャンプ場、⑥がやまねミュージアム、下の方に行きまして、④⑨⑦⑩の1連の区画ですが、④がキープ自然学校・清里聖ヨハネ保育園・清里聖アンデレ教会というような区画で貸付を行っております。あと、それぞれ貸付地を結ぶところに道路敷があり、あと乗馬場・駐車場などが雑用地ということで貸付をし、一番北側の区画には植樹用地ということで3.7ha程貸付けております。以上、契約上

の使用目的と施設の関係を説明いたしました。

(座長)

キープ協会の継続貸付の説明がありましたが、ポールラッシュも相当有名な方ですから、説明するまでもないかもしれませんが、関東大震災の後、最初はYMCAの再建のためにやろうとした訳です。清里の教育実験計画という青年達を育てたり、農業の普及に努めたりするということで、最初のスタート時点の趣旨とは今、変わった形で八ヶ岳南麓の観光拠点になっていますが、地域の発展に非常に尽くしてきたという部分で相当大きいものがあると思います。

中身は今、説明のあったとおりです。これがこれから先10年間、ほとんど現状のままの状況で貸付けられるということですが、八ヶ岳南麓地域の植物の関係、あるいは、上流の方が土砂流出防備保安林とあって、火山岩でできた山で非常に流れやすい、壊れやすい所で、保安林としても森林の機能を使って山が壊れないようにするという意味合いの指定であること、国立公園にも指定されていることなど、色々な条件があるので、それらを踏まえて、それぞれの皆さんの専門の立場で、継続貸付についての議論をよろしくお願いします。

自然植生の保全という点ではどうでしょうか。

(委員)

キープ協会が山梨県の観光に非常に貢献していることは間違いないことです。この付近一帯は既に、全部人工的なものが入っていますから、過去の自然植生をうんぬんという段階ではないということで、私としては、もうそのままの維持で、現状のままでもいいのではないかと思います。

(委員)

初歩的な質問ですが、議事資料1-1の1ページ下の所在市町村交付金というのと、純賃料について教えてください。

(説明者)

年間貸付料のところの所在市町村交付金、純賃料について説明します。純賃料は、借地人に対する県が算定した年間賃料です。

県の土地については、固定資産税がかからないのですが、民間が借地をして使う場合は、実質民間の土地ということになりますので、固定資産税相当額を賃料に上乗せして県がお預りします。所在市町村交付金法に基づき、公有地を民間に貸した場合は、固定資産税相当額を賃料に上乗せして料金をいただき、一度お預りする格好でその金額を市町村に交付するシステムになっています。それらを足したものが貸付料という形になっています。

(委員)

そうしますと、純賃料という部分が、キープ協会さんがお支払いになる金額なので

しょうか。

(県有林課長)

キープ協会が支払う賃料は、純賃料と所在市町村交付金を合計した額になります。そのうち、所在市町村交付金を県から地元市町村に交付金という形で交付します。

(座長)

県有地は非課税であり、それを民間が使う場合、こういう形で県が代わって徴収する形でできているようです。

(委員)

観光関係で言うと、清里のシンボリックな場所です。色々な分野、観光・国際・教育・福祉・食品関係までにも幅広く守備範囲をもっており、観光推進機構に対し物産関係でも協力しているようです。名古屋の物産展等にも出展する等キープ協会は頑張っている状況なので、引き続き貸し付けることに賛成です。

(委員)

10年間の契約更新ということだが、貸付料金というのは10年間固定なのでしょうか。それとも何年かで、どこかで見直すのでしょうか。

(県有林課長)

現行の貸付料金については、ここも含めて全ての箇所を3年に一度見直しをしています。現在の賃料は昨年の4月1日に賃料改定し、今回契約自体は更新になりますが、貸付料については再来年度、平成23年度までは同一の料金でいくこととしています。平成24年になる時に、県全体の貸付地について賃料改定を行うので、その時に改めて不動産鑑定等を行い、その時点の適正賃料を算出して賃料改定をする予定です。

(座長)

先ほど説明にあったが、温泉は、どの辺りに掘ったのですか。

(説明者)

パンフレットで見ていただくと、青い屋根の所が新館、赤い屋根の所が清泉寮本館となっています。新館に温泉をとということで、新館のすぐ隣に鉱泉の井戸を掘っています。

(座長)

借地人からの要望というのは、その都度県に相談してくる訳ですね。10年間このままという訳ではなく、その都度協議していくということですね。

(県有林課長)

貸している使用目的が変わりますので、借受人の方から県に申請し、それが適切であれば、県の方が承認してからそういう行為を行います。当然目的によって貸付の料金も変わりますので、例えば牧場の一部を建物敷にして、それが収益施設であれば、それなりの料金に変わります。

(座長)

10年間このまま一緒という訳ではなく、変わることがあるということですね。賃料が未払いというようなことはありましたか。

(県有林課長)

キープ協会について、今まで賃料を滞納したという事例はありません。

(委員)

キープ協会には、環境教育などにも貢献する事業をやってもらっていますので、貸付を継続して問題ないと思います。

(座長)

開発がある程度進められていて、それなりの使用もなされている。地域にも相当貢献しているし、観光の拠点にもなっているということで、このまま頑張ってもらいたいということでしょうか。

この第1号議案、継続貸付案件については、特に問題なしということでもまとめさせていただきます。

次に富士北麓広域周遊観光駐車場整備について説明をお願いします。

(観光資源課長)

富士スバルラインの渋滞解消と環境保全ということで、スバルラインのマイカー規制を実施している訳ですが、これまでにいろんな弊害、問題が出てきています。

まず、そのような駐車場整備の背景について説明します。現在スバルラインのマイカー規制を8月の旧盆前後、12日間、富士北麓公園をはじめとする5箇所の駐車場を確保して実施しています。

しかしながら、4点の問題等が出ており、まず1点目は、分散している5箇所の内4箇所の駐車場について、国道から4kmから7km離れていて不便であり、利用者から苦情が出ていることです。

2点目は、富士北麓公園が現在メインの駐車場になっていますが、12日間の利用をこれ以上拡大することは困難であり、更に借りている民間駐車場も、民間で独自のイベント等をする、借りられなくなってしまう、駐車場が確保できなくなって渋滞が伸びてしまうという点です。

3点目は、何箇所にも分かれて実施しているので、誘導員や仮設トイレなどの実施経費がかさんでいるという点です。

4点目は、富士スバルライン自動車利用適正化連絡協議会からマイカー規制時に使用できる専用の駐車場の確保についての要望が出されている点です。

また、富士北麓広域周遊観光の推進ということで、富士北麓地域は、平成20年に国から観光圏の認定を受け、地元市町村や民間事業者で構成する観光圏協議会において宿泊滞在型観光地を目指した取り組みを進めているところです。

このような背景の中で、駐車場整備をという考え方が出ています。今年度に入り、平成21年7月30日に、「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」を設置し、意見交換をしたところです。第1回の会議において、3点について意見集約がなされました。

まず1点目は、マイカー規制実施のための駐車場が分散しており、非効率であるため、1箇所の駐車場への集約を図るということ。2点目は、マイカー規制の実施期間について、駐車場を整備した上で、現在の12日を、7月の渋滞ピークである海の日を含めた3日程度を加え、当面15日間とすることです。実は、静岡県は既に17日間実施しており、山梨県も何らかの形で延ばしたいという考え方であり、とりあえず3日間の延長をしていきたいということです。3点目として、整備した駐車場において、スバルラインをはじめ富士山北麓地域にマイカーで訪れる方々に、魅力ある広域周遊観光を提供し幅広い観光振興を図るという意見集約がなされました。

(2)になりますが、その後、富士北麓の地元選出県議会議員及び市町村長からの連名による要望書が知事に提出されました。その内容は、「今後早急に整備が必要とされる駐車場については、富士北麓市町村長の総意として、中央自動車道、国道138号・139号、東富士五湖道路のインターチェンジ及び富士スバルラインに近接し、富士ビジターセンターと連携を図ることができるような位置にある県有地を提供されたい」というものでした。

更に、「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」の第2回検討委員会が今年の12月に開催され、場所等の意見集約がなされました。1点目は、候補地を東富士五湖道路インターチェンジ東側の1,400台の駐車場スペースの取れる位置で、なおかつ中にはインフォメーションセンターとトイレを設置すること。2点目は、平成23年度の富士スバルラインマイカー規制に利用するよう取り組んで欲しいということ。3点目は、駐車場を活用した広域周遊観光の推進については、今後富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会、やまなし観光推進機構、県で協議しながら進めて行っていただきたいというような意見集約がなされました。

候補地は、地番としては富士吉田市上吉田剣丸尾486林班ろ6小班で、資料では「候補地」と示してあります。面積は8.6haです。規模としては、森林率50%以上ということを検討し、更には、マイカー規制時の渋滞の台数を考慮する中で、1,400台規模の駐車場をこの中に整備していきたいと考えています。また、付帯施設としてインフォメーションセンターとトイレを整備していきたいと考えています。

ここに決定した理由については、剣丸尾地区のアカマツ林の中にあつて、一団としての森林から東富士五湖道路から分断されている地域であること、更に候補地の東側の民有地と同様に、この地域は利用規制上、富士北麓都市計画において準工業地域に指定されているというような意味合いからこの地域を選定しました。

4点目の整備スケジュールと活用ですが、今年度については、「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」を2回開催し、なおかつ、9月補正において地形測量、概略設計、環境影響評価を実施しているところです。環境影響調査については、今年度から来年度にかけて、来年の9月まで実施する予定です。平成22年度は、引き続き環境影響評価を実施するとともに、駐車場の詳細設計、施設の詳細設計、駐車場及び付帯施設の建設に着手したいと思っています。なお、広域周遊観光については、基礎調査等を実施する中で、協議を進めていきます。

平成23年度に供用を開始し、広域観光について、色んな二次商品等の開発をしながら、平成26年度には、本格的な運用にしていきたいと考えています。資料の2ページ目は、駐車場の選定理由をまとめたもの、3ページ目は地図、4ページ目は概略計画図です。5ページ目の観光振興については、観光振興課長から説明します。

(観光振興課長)

大型駐車場を整備するにあたって、実際の利活用について説明します。昨年8月に、地元選出県議会議員、市町村長から要望があった訳ですが、この後に、もう一つ要望があり、「この大型駐車場を周遊観光の拠点として活用すること」ということがあります。

富士北麓地域は、国土交通省のエリア指定である観光圏として全国30箇所の一つとして認定されていて、地元の市町村が連携して、地域の国際観光地を目指した観光振興策について検討してきたところです。その中で、地域の課題として、やはり宿泊滞在型の観光地として更にレベルアップを目指すために、いかに周遊観光を促進するかという形で、様々な取り組みをしているところです。その周遊観光の発着拠点として、あるいは情報発信基地としても大型駐車場に対する地元の期待には大変強いものがあります。現在スバルラインにおいては、大変な交通渋滞を起こしていて、5箇所の駐車場の中で、観光客の皆さんには不便をかけている訳ですが、こうして整備される駐車場を更に有効活用して、富士山・富士五湖を巡る周遊観光の拠点として活用していきたいという案です。

この駐車場を拠点にして、パークアンドライド等を促進することによって、便利で楽しい、あるいは環境にも優しく、渋滞対策にも寄与する観光地づくりを目指していきたいということで、地元の市町村と共に取り組んでいきたいと考えています。

利用者のイメージとしては、大型駐車場を整備し、マイカー・高速バス・それから二次交通バスとあって、広域観光を楽しむ方々が、一旦ここで乗り換えて観光地へ向かっていただくというものです。今、富士北麓地域では、山中湖の「ふじっ湖号」や、河口湖・西湖を巡るレトロバスとか、紅葉の時期に富士五湖全てをまわる「もみじライナー」といった二次交通バスが整備されています。こういったものを発着させていくというものです。

それから、このインフォメーションセンターの運営を県、市町村、観光事業団体等が参画して設立されている社団である「やまなし観光推進機構」にお願いしたいと考えており、機構は本年度から着地型旅行商品という地元発の魅力ある商品を造成・販売しています。こういった機能を、地元の協議会と一緒に連携し、ここからツアーバ

スに乗り換えていただいて、富士五湖の魅力を更に楽しんでいただこうという企画です。

雑ぱくではありますが、このような形でせっかく造るものですので、通年型に活用して地域の振興に貢献して参りたいと考えておりますので、ご審議の程よろしく願います。

(座長)

ありがとうございました。地主の県有林課から何か説明はありますか。

(県有林課長)

県有林課からは特にありません。

(座長)

説明が終わりました。説明の中で感じたこと、ご意見、ご質問等があればよろしく願います。

(委員)

この駐車場の問題は分かります。よくここを探したなというのが感想です。この駐車場の場所を探すのは、規制もあるし自然保護の関係もありかなり難しかったのではないかと思う。しかし、その前に富士北麓地域は色々観る所があり、世界文化遺産の問題もある中で富士北麓地域全体の観光ビジョンはあるんですか。

駐車場はスバルラインの真ん中にありますが、例えば有名な青木ヶ原樹海を歩きたいといった場合に駐車場も何もないわけです。そういった面からも富士北麓地域全体の観光ビジョンがあったら簡単でいいから教えていただきたい。

(観光振興課長)

先ほど観光圏ということの説明しましたが、この地域は富士山富士五湖観光圏という形で、国から認定を受けています。この認定を受けるためには、観光圏整備計画を策定して国の承認を得る必要があります。これを山中湖村、忍野村、富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村が連携をして、そこに県が入り計画を作っております。

委員が、先ほどおっしゃったようなエコツアーみたいなものも、当然メニューとして入っており、その他様々なメニューがフルスペックで入っております。全国的にもこれだけメニューが多い計画は珍しいと聞いており、国からも全国の先進地のモデル地域として頑張ってもらいたいと言われてたところです。

その計画に基づきこの駐車場についても、少しでも寄与する形で我々も知恵を絞ったものでして、先ほどの駐車場がない所では、ここでガイド付きのツアーバスに乗り換えていただいて、楽しいエコツアーが楽しめますよという形のコンセプトで今後地元と一緒に取り組んで参りたいと考えています。

(委員)

ということは、ここの駐車場がメインになって、他に駐車場を作る計画は全くないということで、後はバスに乗り換えて動いていくという形ですか。

(観光振興課長)

今回の駐車場の整備は、1,400台収容する大規模なものですので、県民の税金を使わせていただき、また国庫補助金も併せた中で有効に使い整備させていただきます。こういった大きな土地が手に入ることは滅多ない機会ですので、当面ここを中心に計画を展開して参りたいと考えております。

今後の展開につきましては地元と協議しながら進めるということになると思います。市町村ごとに必要なものは市町村の中で整備していくことになると思います。

私どもも富士北麓地域は、日本を代表する観光地という認識がありますので、地域と一体になって知恵を絞って汗を流して参りたいと考えております。

(委員)

追加ですが、1,400台という計算が出てくるけども、将来的に夏のスバルラインのマイカー規制を考えた場合に収容できるのですか。1,400台の根拠を教えてください。

(観光資源課長)

1,400台の計算ですが、昨年度のマイカー規制時の平均で1,050台で、先ほどの周遊観光の駐車台数を350台程度と見積もり、合わせて1,400台という計算をしております。本年度のピークが8月15日の1,258台でしたので、当面この1,400台と近くにある富士ビジターセンターの駐車場を利用すれば十分だろうと考えております。

(座長)

ここは丸尾だから下が溶岩なんですけど、溶岩の上に出ている植生について何かありますか。

(委員)

この場所は高速道路の東側で、植生のほとんどがアカマツ・ソヨゴ林です。昔はヤマツツジ・アカマツ群集なんて書いてあるけど、こんなこと分かるはずがないです。実際ここは、ソヨゴとアカマツで後はごちゃごちゃしていて歩きにくい所です。

ここを歩いていますが、中には点々とレッドデータにあたる植物もありますが、非常に植生のないところを選んでくれたなと思っており選び方としてはいいんです。

主はアカマツなんですけど、問題は1,400台が入った場合、潰すとかいうことよりも排気ガスの方がどうなのかなと思います。というのは、高速なんかに乗ってお分りかたのとおり、だいたい木々が黒くなる錆病に罹りますね。駐車場を造った場合に排気ガスの問題がどうかなという疑問があります。木が弱ってくるとアカマツ林の場合、

松食い虫が入りやすいので、その辺のことも考えていかないといけない。排気ガスの問題が一番危険性があると思います。

説明資料の最後のページの図の中にパーキング1、2、3とあって周りはおそらく自然植生を残そうという考えだと思うけど、問題はそこにあり排気ガスで周りの木がやられないか心配である。

レッドデータの植物よりも周辺の問題がどうなのかと強く感じます。今後環境アセスする場合には、そこまで考慮しないとうまくないかもしれない。

その次は、維持管理面で売店も入るのか、そのままですか。

(観光資源課長)

今のところインフォメーションセンターのみを考えております。

(委員)

ということは何を気にしているかという、駐車場で車やバイク等を乗り回させないような維持管理が大丈夫なのか、今後の管理をどうしていくのか。

そしてここは、無料かどうか、つまり新聞紙上で環境税を取りたい等と騒いでいるようですが、ここで環境税を取ったらどうか。1時間1,000円とまでいなくても強制的に取らないまでも100円入れてくれというような、これは個人的な気持ちとして、全くの無料はどうかなと感じました。

(観光振興課長)

駐車場の有料、無料についてですが、ここに駐車して富士山へ登っていただく車には、マイカー規制時に限りますが、地元の意見を伺う中で駐車料の徴収のあり方について検討していきます。ここは周遊観光の拠点となるわけで、周りに無料の駐車場が沢山ありますので、お金をいただくとここが拠点になりづらいことにもなりますので、通常の運用の中では地元と協議する中で検討して参ります。

管理の問題につきまして、説明が不足しましたが、やまなし観光推進機構に当面管理をお願いして様々な地元とモニターツアーとか取り組みをしながら、ここに人が集まる仕組みをトライアルしながら、5年位後を考えていますがうまくいった暁には指定管理者制度を導入して指定管理者に運営していただこうと考えております。

(座長)

今の発言の排気ガス対策について、具体的に対策を検討していますか。

(観光資源課長)

排気ガス対策につきましては、今のところ検討しておりませんが、環境影響評価をする段階で、今後どのような形で管理すればいいのか、みどり自然課と相談しながら検討していきたいと思っております。

(座長)

他に意見等ありませんか。

(委員)

富士北麓の市町村長さんの総意として決めたということですが、平成21年度には概略設計、環境アセスも発注しているということですか。この森林総合利用協議会の議題として諮られるのは初めてですか。もっと事前に会議に諮られてしかるべきではないか。その中で森林の高度利用を考える中で、もう少し突っ込んで調査をやってみてくださいとか言えるのに、環境アセスも始まっている段階で良いも悪いもないような気がします。

冒頭に申し上げた富士北麓の市町村長の総意であり、山梨県は富士山の世界文化遺産登録を目指しているところであり、またスバルラインのマイカー規制の現状も分かっていますので、必要性はいいんですが、せつかくこの森林総合利用協議会があるのであれば、もうちょっと前に出していただいて、県有林の高度利用を進めていこうとかいう話になってもいいんじゃないかなと思います。

今お聞きしようとした内容は他の委員さんから出ましたが、地主としては、駐車場用地として土地を貸すということですか。

(県有林課長)

基本的には同じ県の中ですが、森林環境部から観光部へ土地を貸す形態になります。先ほどの3ページの写真の中に、富士ビジターセンターや富士ふれあいのむらが載っておりますが、どちらも森林環境部の土地で、富士ビジターセンターについては観光部へ、富士ふれあいのむらについては福祉保健部へ貸しております。今回の駐車場用地についても同じ形態になると思います。

(委員)

観光部で底地の工事をして、運営については観光推進機構がやっていくという説明でした。駐車料金にしてもマイカー規制で富士山に登る人からいただくけれども、それ以外で駐車場の管理にかかる経費については県が出すということですか。

(観光振興課長)

様々なツアーバスが出ており、それを利用するお客様がおりますので、ツアーバスのサービス料の中に駐車場の管理費的なものを入れるなど受益者負担の考えも入れて、運営費を賄うやり方も地元の意見を伺う中で検討していかなければならないと考えています。

(委員)

せつかく富士山を中心とした広域の観光振興しようということですし、また富士山へのマイカー規制にも貢献しようということですが、地主の方はお金が入ってくるからいいんですが、実際に運営する方で後になってお荷物にならないようにみんなに利用してもらえるような、駐車場以外での活用も考えて整備していただきたい。

これで北麓地域が良くなればよいなと思います。

(観光振興課長)

これだけの広い面積の中に駐車場を整備しますので、平時の観光客のいない時の利用も考えておまして、地元でイベントをすとか防災面でヘリコプターが離着陸すとか多目的用途も考えながら整備を考えていきます。

(座長)

先ほど協議会にいつかけるかという意見がありましたが、なかなか難しいと思います。ここは入会地なので土地利用条例を適用することになります。保護団体等と色々話を詰めて、内容が詰まってこないとなかなか表に出せないという苦しいところがあるわけです。協議会へのかけ方の意見がでましたので今後検討してください。

他に何か意見ありませんか。

(委員)

先ほどから出ている意見に関連するんですが、マイカー規制をして車を余分に走らせないという基本的な考え方は見えますが、実際問題としてその後、観光に使っていくということですので、環境影響評価がどの程度のものになっていくのか、実際どれ位影響するのか見えてこないと何とも言えないというのが正直な話です。

排気ガスの問題は、富士山については大きな課題ですので、この駐車場の所だけでなくその周辺にどう影響するのか、その後の富士北麓広域周遊観光のビジョンがどのようになって、その影響がどのようになるのかも同時に環境影響評価をしていかないといけません。造ってしまってから後から環境へ影響がどんどん出てくるといったことにもなりかねない心配があるかなと思います。

富士山は大変すばらしい観光資源なんですが、だからこそ富士山の環境を守っていかないと観光資源の魅力は激減しますので、その辺のバランスをどんな風にしていくのか教えてください。

(観光振興課長)

富士山への登山、富士山五合目に行くための車で大渋滞を起こしており、非常に環境に負荷をかけているという危機感があり、地元の強い要望を受けて始めた計画です。

環境面という意味では、大変寄与するものと考えております。またここを基地にしてパークアンドバスライドを推奨して周遊観光を促進すると説明しましたが、富士五湖はピーク時に交通渋滞を起こしており、全体の視野から言えば環境面では当然大きく貢献するものと考えております。

確かに委員がおっしゃるように、駐車場そのもので駐車することによって排気ガスの問題はあのかしれませんが、そこを工夫して全体的に富士五湖、富士山の観光を考えれば、環境面では大変メリットがあると認識しております。

(座長)

通年型で駐車場を運営して、相当数の車が入ってきた時に、富士北麓全域の中で環境にどんな影響が出るのかと意見が出ましたが、環境アセスをそんなに広げて調査をしないわけですね。

(観光資源課長)

環境アセスについては、周辺の山中湖や鳴沢への影響についてはやっていないわけですが、候補地だけでなく周辺の県有林の部分について11月から1年、つまりフォーシーズンかけてどういう影響があるかを調査しております。

(座長)

環境アセス調査は、まだ終わっていないわけですね。

(観光資源課長)

調査は今年の9月までということです。

(委員)

駐車場の検討経緯の中で環境保護の関係者も入ってらっしゃるということですが、環境分野はどういう所の方々でしょうか。

(観光資源課長)

環境省等が入っております。

(委員)

観光振興課から話があり、富士山への入り込み者数について季節変動が大きくご苦労があるのはよく分かりましたが、森林の者の立場から言うと県有林や保護組合の方々が100年近く管理をされてきたわけで、約8.6haとはいえ森林が減少することは、管理してきた側から見るとぼっさり伐られてしまうわけです。世界的に見ればものすごい勢いで森林破壊が進んでおり、先進国に生きる我々は森林を大切にすることが先進国の責務だと思います。

先ほどご指摘がありましたように、キープ協会の例と比べても富士山にこれだけ人が集まるということは、キープ協会の地種区分でいえば収益事業に近いわけですので、効果的なコスト負担を利用者の皆さんにいただいて、幾分かを県の森林施策に還元していただきたいと思います。

(県有林課長)

県有林の立場から申し上げますと、今回の場合や他で貸し付けている土地の賃料につきましても、県有林の経営自体が一般会計とは別に恩賜県有財産特別会計という別会計をもっており、そこに財産収入として入ります。そしてそのお金が県有林の森林整備や県営林道の整備といった県有林全体の整備のために使われておりますので、システム的には、委員がおっしゃったように今回の新規貸付け分の賃料も県有林全体の

整備に使われていくこととなります。

(座長)

ちょっと補足しますと、昭和59年に昭和61年の国民体育大会のために東富士五湖道路を造ったんですけど、その時に県有林を売り払った金で県有林基金を作りました。県有林を将来引き継いでいく時に面積を減らすことはならないという考えで、その基金で民有林を買い上げているんです。森林全体が増えるわけではなく、山梨県の森林面積がそういう形で増えるだけなんです。1件7千万円以上で売り払った場合については、この基金に積み立てて、この基金から民有林を買い上げて県有林を減らさないという考え方があります。もう2千ha以上買っていますか。

(事務局)

最後に購入したのが、現在の南部町の石合の森村産業が持っていた約900haのヒノキの優良造林地です。ここを購入しまして手元に詳しい資料はないんですが、これまで購入した約2千haの山林を県有林として一体的な管理をしております。

(座長)

山梨県は8割近くが森林で、県有林が県土の35%を占めています。森林を何かで使うとなると、どうしても県有林にかかってくる。県有林を使うことはある程度やむを得ない部分もあるんでしょうが、その使い方について我々の立場でここはこうした方がいいというような意見を出していきたいと思っています。

(委員)

先ほど申し上げましたが、ここまでくれば駐車場を造らざるを得ないし、造らないと逆に困るんじゃないかと思います。その造ることには反対はしないけれども、この会議で決定したけれども、実際に駐車場を造ったら酷いものと言われることが一番怖い。それで環境アセスも結構ですけど、環境アセスの中で駐車場にした後、よく山梨県は考えたなというような維持管理が1番大事であることを要望として出したと思います。

今一番恐ろしいのは、赤松林は本当に排気ガスには弱いということで、駐車場に車を置いた時に赤松林が端から葉が赤くなったのでは、何を考えているのかと言われる。その対策をよく練っておかないと後で大変なことになると思う。今、具体的な案はありませんが、あそこは土壌がほとんどない溶岩地なので、ちょっと虐めればすぐ影響が出るはず。その対策を強く要望します。

(座長)

これは特に答えはないですね。

(観光資源課長)

参考にさせていただきます。

(座長)

他に何か意見ありますか。

(委員)

専門的なことは分かりませんが、緑が減ることは悲しいと思いました。例えば、山へ登る時、芦安ではお金を取ってますよね。富士山の方も今話題になっているんですが、強制的にというよりも遊びに行くんだから、それだけの犠牲を払うだけ気持ちを皆さんに持っていただいて、駐車場で緑を変えてしまうんだったらその費用をいただいて、緑を増やしていかないと後々困るんじゃないかという懸念があります。

(委員)

整備費用がどの位かかるか分かりませんが、15日間だけではとてももったいないと思いますから、有効利用できる形で造っていただければと思います。

(座長)

概ね意見がでました。五合目やスバルラインの状況から判断してもスバルラインのマイカー規制はある程度やむを得ないことで、駐車場を造ることはやむを得ないだろうと思います。

環境アセスとか駐車場の排気ガス対策や通年利用といった中で良い計画を立てていただいて、8.6haの半分ほど森林が潰れるわけですが、全国からうまい所へ良い駐車場を造ったと言われるようなものを造っていただくことを要望しておきます。

なお、詳細は事務局で議事録を作り、まとめられたものを私の方と摺り合わせをさせていただきますということでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(座長)

それでは、本日議題2点について審議していただきありがとうございました。その他で何か意見ありますか。無いようですので本日はご苦労様でした。

(司会)

それでは、座長様、委員の皆様ありがとうございました。これを持ちまして、本日の森林総合利用協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

1



e
b

